## 積立式定期貯金 (エンドレス型)

(令和2年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・積立式定期貯金(エンドレス型)		
	・損立八足朔則並(エンドレヘ生)		
2. ご利用いただ	・個人のみ		
ける方			
3.期間	・積立期限には定めはありません。		
4. 預入方法			
(1)預入方法	・自動振替により、1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月、6ヵ月のいずれかの積立周期に		
	より預入れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。		
	・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。		
(2)預入金額	・1回あたり1,000円以上		
(3)預入単位	・1円単位		
5. 払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。		
6. 利 息			
(1) 適用金利	・各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。		
(2)支払頻度	・払戻時に一括して支払います。		
(3) 計算方法	・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。		
(4)税金	・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となりま		
	す。		
	※令和19年12月31日までの適用となります。		
(5)金利情報の	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わ		
入手方法	せください。		
7. 手 数 料	_		
8. 付加できる特	・総合口座の担保に組入れできます。		
約事項	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)		
	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができま		
	す。		
9. 中途解約時の	・満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約の取扱いに準じま		
取扱い	す。		
10. 貯金保険制度	· 保護対象		
(公的制度)	この貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法		
	第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、		
	「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満た		
	すもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険に		
	より保護されます。		

## 商品概要説明書

## 積立式定期貯金 (エンドレス型)

11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当会管理部リスク審査課(電話:0776-27-8234)にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
		また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当会管理部リスク審査課またはJAバンク相談所にお申し出ください。
		なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能 です。
		福井弁護士会(電話:0776-23-5255) 京都弁護士会(電話:075-231-2378) 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)
12. その他参考となる事項	_	

<sup>・</sup>ご不明な点は、当会窓口までお気軽にお問い合わせください。